

太田市高齢者入浴料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市高齢者入浴料助成事業の実施等に関する規則（平成17年規則第125号、以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、太田市高齢者入浴料助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(助成額)

第2条 規則第4条に規定する入浴料の助成額は、300円とする。

(入浴券)

第3条 規則第4条に規定する入浴券の様式は、高齢者公衆浴場入浴料助成券（様式第1号）とする。

(再交付)

第4条 交付された入浴券は、紛失、破損、その他いかなる場合においても再交付しない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の太田市高齢者入浴料助成事業実施要綱の規定により交付された入浴券は、改正後の太田市高齢者入浴料助成事業実施要綱の規定により交付された入浴券とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。